

くらしの法律救急箱



第49回 交通事故トラブル解決の処方箋

物損事故と人身事故ではどのような点が違いますか。

A₁

交通事故の状況として、死亡や負傷の生じた事故を人身事故、車両などの物に損害が生じただけで、怪我人が出なかつた事故を物損事故と呼ぶのが一般的です。まず、事件の取扱いが異なります。人身事故となれば、過失運転致死傷罪等に該当し、警察への出頭（聴取）などが求められます。なお、物損事故でも警察への届出は必要です。

また、賠償責任の範囲で大きく異なります。物損事故の場合は、人に関係する損害の賠償請求が困難となります。事故後に通院が必要なことが分かった場合は、警察への届出内容を人身事故へ切り替える必要があります。

Q₂

交通事故で負傷し、現在通院中ですが、「保険会社から治療費の支払いを打ち切られる」とも、「耳にしました。そのようなことはあるのでしょうか。

Q₁

保険会社が何の根拠もないまま、治療費を打ち切ることは考えにくく、何らかの理由があるはずです。怪我的内容に応じた通院期間の目安を過ぎた場合は、治療の必要性を主治医に照会したり、通院状況を精査することもあり、そういうた根拠に基づいて、治療費の支払い（正確には、病院等への直接支払い）の打切りを通知することもあるようです。

通院に当たっては、医師とのコミュニケーションも重要です。治療内容や治療の見通しを自分でもよく理解しておくことが必要です。

Q₃

交通事故被害の賠償に当たり、慰謝料はどのように決まるのですか。

A₃

交通事故被害の賠償項目としては、「治療費、入院費、通院費、器具代」などの実費部分のほか、会社を休んで給料が減額されたこと（休業損害）に対する補償など、様々な項目がありますが、主な慰謝料としては、「傷害（入通院）慰謝料」と「後遺障害慰謝料」が挙げら

れます。

傷害慰謝料は、入通院の期間や日数に応じて算定されるものです。自動車損害賠償責任保険（自賠責）の

基準、保険会社の基準のほか、裁判所の過去の判例を基にした裁判基準など、算定方法は一つではありませんが、何らかの基準に基づいて算定されます。

また、後遺障害慰謝料は、後遺障害が認められた場合に支払われる慰謝料です。交通事故で怪我をし、治療を継続しても治りきらない症状があった場合に、「後遺障害等級認定」を経て、それに対応する慰謝料を受け取ることができます。

後遺障害の等級は1級～14級まであり、例えば、1級は常時介護を要するような重い障害がある状態、14級は局部に神経症状を残す状態が代表例となります。後遺障害等級は、保険会社が個別に認定するわけではなく、医師が作成する「後遺障害診断書」や検査結果などの資料を基に、特定の機関で認定されるものです。そして、認定された等級に納得できない場合は、異議申立が可能です。

また、後遺障害慰謝料の額の算定方法も、自賠責基準、任意保険基準、裁判基準の3種類があり、それぞれ金額が異なります。

Q
4

「過失割合」はどのように決まるのですか。

A
4

交通事故の過失割合は、当事者双方に交通事故を発生させた過失がある場合に、損害を公平に分担するために協議されるものです。過失割合は「民事の問題」であるため、事故を警察に届けても、警察が決めるものではなく、交通事故証明書に記載されるわけでもありません。

一般的には、当事者が契約している保険会社の担当者が話し合って決定することが多いでしょう。事故の状況は様々ですが、保険会社の担当者が「力わざ」で交渉するのではなく、過去の多数の裁判例を基にした基準（『民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準』別冊判例タイムズ38号）が広く用いられています。

例えば、交差点での出会い頭の事故でも過失割合は一律ではなく、双方道路の道幅や見通し、信号の有無、一時停止線の有無なども考慮することで基本的な過失割合が修正される仕組みとなっています。



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。